

# 令和8年4月1日から 桜の苑の火葬場使用料が改定されます。

桜の苑（鳥取西部広域行政管理組合営）の使用料金が、令和8年4月1日から改定されることとなりました。利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

（改定表：一部抜粋）

火葬対象区分			使用料（円）	
			改訂前	改訂後
死体	大人	1体	12,000	<b>18,000</b>
	小人	1体	7,000	<b>10,500</b>
死産児		1胎	4,000	<b>6,000</b>
改葬遺骸		1体	3,000	<b>4,500</b>

\*「圏域内居住者」の料金を掲載しています。「圏域内居住者」とは、死亡時の住所が米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町のいずれかであった方です。

このほかの区分や使用料についてなど、詳しくは鳥取県西部広域行政管理組合施設管理課（TEL：0859-29-5124）、又は桜の苑（TEL：0859-35-3344）までお問い合わせください。また鳥取県西部広域行政管理組合ホームページでもご確認いただけます。（<https://www.tottori-seibukoiki.jp/2198.htm>）



## リサイクルプラザ 「不燃物処理手数料」が改定されます。

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザへ不燃物を搬入する際の処理手数料を、3年間かけて段階的に引き上げます。

リサイクルプラザの処理手数料は長期間据え置いてきましたが、人口減少やリサイクル意識の高まりにより、ごみ搬入量が減少する一方で、近年の物価上昇などにより、施設運営費用が増加していることから、持続可能な施設運営と受益者負担の適正化を図るため、今回の改定を行うこととしました。

なお、改定による急激な負担増を抑えるため、3年間での段階的な引き上げを行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ○不燃物処理手数料10キログラム当たり

適用開始日	手数料
現行	178円
R8.4.1～	<b>280円</b>
R9.4.1～	<b>380円</b>
R10.4.1～	<b>480円</b>

【問合せ】 鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ TEL：0859-68-4071

